**令和６年能登半島地震による被災を証する書類Ｂ**

令和　　年　　月　　日

　　（補助事業者）　　様

|  |
| --- |
| （調査建築士） |
| 住所 |  |
| 氏　　名 |  |
| 連 絡 先 |  |

以下の施設について、令和６年能登半島地震による被災の状況を調査した結果、以下のとおり被災状況を確認したので報告いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 保有建築資格種類 | 　　　　　　　　　　[登録番号　　　　　　　]　 |
| 調査年月日 |  |
| 被災建物所在 |  |
| 所有者名（補助事業者名） |  |
| 家屋番号又は附属建物種類 |  |
| 建物の種類 |  |
| 被災の原因及び状況の概略 |  |

１　木造・プレハブの調査結果詳細　※該当のチェック欄にレ点（１箇所のみ）

（１）【外観による判定】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目　 | チェック | 被災規模 |
| ① | 一見して建物全部が倒壊 | □ | 全壊 |
| ② | 一見して建物の一部の階が全部倒壊 | □ | 全壊 |
| ③ | 一見して建物全部が流出又はずり落ち | □ | 全壊 |
| ④ | 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 | □ | 全壊 |
| ⑤ | 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断 | □ | 全壊 |

（２）【傾斜による判定】※（１）のいずれにも該当しない場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 外壁又は柱の傾斜が1/20以上、 | □ | 全壊 |

（３）【部位による判定】※（１）（２）のいずれにも該当しない場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 基礎の損傷率が７５％以上 | □ | 全壊 |
| ② | 建物の損害割合※（３）－①に該当しない場合 | 50％以上 | □ | 全壊 |
| 40％以上50％未満 | □ | 大規模半壊 |
| 30％以上40％未満 | □ | 中規模半壊 |
| 20％以上30％未満 | □ | 半壊 |
| 20％未満 | □ | 半壊に至らない |
| ０％ | □ | 損壊なし |

（非木造の場合は裏面に記入）

２　非木造の調査結果詳細　※該当のチェック欄にレ点（１箇所のみ）

（１）【外観による判定】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目　 | チェック | 被災規模 |
| ① | 一見して建物全部が倒壊 | □ | 全壊 |
| ② | 一見して建物の一部の階が全部倒壊 | □ | 全壊 |

（２）【傾斜による判定】※（１）のいずれにも該当しない場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 外壁又は柱の傾斜が1/30以上 | □ | 全壊 |
| ② | （基礎ぐいを用いる建物について、）外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量が30㎝以上※（２）－①に該当しない場合 | □ | 全壊 |

（３）【部位による判定】※（１）（２）のいずれにも該当しない場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 柱（又は忍耐壁）又は梁の損傷率が75％以上 | □ | 全壊 |
| ② | 建物の損害割合※（３）－①に該当しない場合 | 50％以上 | □ | 全壊 |
| 40％以上50％未満 | □ | 大規模半壊 |
| 30％以上40％未満 | □ | 中規模半壊 |
| 20％以上30％未満 | □ | 半壊 |
| 10％以上20％未満 | □ | 準半壊 |
| 10％未満 | □ | 準半壊に至らない（一部損壊） |

（留意事項）

※１　「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府　令和６年５月）を参考に現地調査した結果を記載すること。

※２　複数の建物の被災状況を報告する場合、建物１棟につき１部ずつ発行すること。

※３　「全壊」または「大規模半壊」と判断した場合、判断の根拠の説明を付した写真及び当該建物が分かる平面図を添付すること。